別紙２

斑鳩町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　移住支援事業に関する報告及び立入調査について、奈良県及び斑鳩町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、斑鳩町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満で斑鳩町以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）移住支援金の申請日から１年以内に第３条第２号又は第３号に掲げる移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に斑鳩町以外の市区町村に転出した場合：

半額

３　以下の事項の全てに該当します。

（１）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。また、世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（２）日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（３）過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返金した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、18歳以上となり、奈良県及び斑鳩町が認める場合を除く。

４　斑鳩町税の納税及び申告を必ず行います。

５　誓約事項が虚偽であった場合、斑鳩町移住支援金を交付することが不適当であると認められ、又は交付決定を取り消されても異議ありません。